

外国知的財産ニュース

【韓国】特許法の一部改正 第13096号 (2015/2/6)

1月28日、特許法の改正に関して下記の内容が公布されました。改正法は2015年7月29日に施行予定です。主な内容は下記の通りです。

- ・新規性喪失の例外規定適用を申請できる期間の延長 (第30条3項 新設)

出願前に出願人本人によって公知された発明の新規性喪失の例外主張の申請可能期間について、現行の出願時のみに加え、明細書または図面を補正できる期間、または特許決定／特許拒絶決定取消審決の謄本の送達を受けた日から3か月以内にできる旨の規定を新設。

- ・分割出願可能時期の拡大 (第52条1項第3号 新設)

特許の分割出願について、現行の明細書または図面を補正できる期間、または拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内に加え、特許決定／特許拒絶決定取消審決の謄本の送達を受けた日から3か月以内(設定登録を受けようとする日が3か月よりも短い場合はその日まで) にできる旨の規定を新設。

詳細は韓国・国家法令情報センター

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=167714&lsId=&efYd=20150729&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR#0000> (韓国語)

を参照いただくか、現地代理人などへお問い合わせください。

日本パテントデータサービス(株)
国際部、カスタマーサポートセンター